

奈良市林業担い手確保・育成事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 本事業は森林環境譲与税を財源とし、地域の林業の担い手の確保と育成を図り、市民による森林整備を促進するため、地域の林業の担い手の労働安全を目的として、林業の労働安全に資する装備を購入する者に対し、予算の範囲内において奈良市林業担い手確保・育成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「林業の担い手」とは、森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定する地域森林計画の対象地域に規定する民有林について、本市において、その所有の有無にかかわらず0.3ha以上の森林の経営や管理を自ら行う者、または山林の所有者から0.3ha以上の森林の管理を受託している者をいう。
- (2)「林業安全装備」とは、林業用ヘルメット、保護眼鏡、チェーンソー防護ズボン、チェーンソー防護チャップス、防振手袋、林業用防護ブーツ(つま先を防護する機能を有するものに限る。)、安全地下足袋(足の甲を防護する機能を有するものに限る。)、すね当て及びファン付き作業服等のうち未使用のものをいう。
- (3)「林業安全器具」とは、チェーンソー、手斧、なた、木廻しベルト、けん引具(手動式のものに限る。)等のうち未使用のものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下、補助対象事業という。)は、林業の担い手として、林業安全装備又は林業安全器具を購入するものとする。

2 前項において、本市以外の国、県、団体予算により補助金、交付金又は助成金等の交付を受けている場合、本補助金の交付の対象事業とすることができない。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、補助対象事業を

行う者で、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等の滞納がないこと。
- (2) 労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第8号の業務に係る労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条第3項に規定する特別の教育(以下、「特別教育」という。)を受けた日の属する年の翌年から3年を経過しない者であること。
- (3) 第2条第1号に定める者であること。
- (4) 補助対象者の属する世帯の世帯員が、本補助金交付要領による補助金の交付を受けたことがない、または、受けてから5年を経過した者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 奈良市暴力団排除条例(平成24年3月30日条例第24号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を行う者
- (3) その他市長が公序良俗に反すると判断する事業を実施しようとする者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する費用であり、このうち配送に要する費用及び金融機関等への振込手数料に係る費用は除くものとする。

(交付額等)

第6条 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、上限の額は10万円とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当該年度の12月末日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までに、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 補助対象経費の内訳が記載されている見積書又はカタログ等の写し

- (3) 仕様及び規格が分かる書類の写し
- (4) 所有し、又は管理を受託している山林の登記事項証明書及び位置図
- (5) 森林管理委託証明書(様式第3号)、又は森林管理の受委託に係る契約書等の写し
(森林の管理を受託している場合に限る。)
- (6) 特別教育の修了証の写し
- (7) 交付申請前3月以内に取得した住民票またはその写し
- (8) 住所地の現年度と前年度分の市・県民税及び固定資産税に係る納税証明書またはその写し
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときには、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、当該決定の内容を補助金交付決定通知書(規則別記第2号様式)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該申請の内容を変更し、又は中止しようとする場合は、あらかじめ補助金変更等承認申請書(規則別記第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、事業を終了した日から起算して30日以内又は事業実施年度の1月末日(ただし、その日が奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たる場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)までのいずれか早い期日までに、補助金実績報告書(規則別記第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書(様式第5号)
- (2) 補助対象経費の支払を証する書類の写し
- (3) 購入した林業安全装備又は林業安全器具のカラー写真
- (4) そのほか、市長が必要と認める書類

(取得財産の管理及び処分の制限等)

第11条 補助事業者は、当該補助金により取得し、又は効用の増した財産(以下、取得財産という。)について、第8条の規定による補助金の交付の日から6年を経過する日までの間、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

(帳簿類の保管)

第12条 補助事業者は、当該補助事業の施行及び経費の収支に関する証拠書類その他関係書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、保管しなければならない。

(協力の要請)

第13条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて当該補助事業により取得した林業安全装備又は林業安全器具の利用状況等の情報提供を求めることができる。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

奈良市林業担い手確保・育成事業補助金交付申請書

年 月 日

奈良市長

住所:

氏名:

連絡先:

年度において、奈良市林業担い手確保・育成事業補助金の交付を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

所有又は管理を受託する山林(地番)	奈良市		
補助金交付申請額	円		
事業期間	開始予定日	年	月 日
	完了予定日	年	月 日
添付書類	(1) 収支予算書(様式第2号) (2) 補助対象経費の内訳が記載されている見積書の写し (3) 仕様及び規格が分かる書類の写し (4) 所有し、又は管理を受託している山林の登記事項証明書及び位置図 (5) 森林管理委託証明書(様式第3号) 又は、森林管理の受委託に係る契約書等の写し ※森林の管理を受託している場合に限る。 (6) 特別教育の修了証の写し (7) 交付申請前3月以内に取得した住民票またはその写し (8) 交付申請前3月以内に取得した納税証明書またはその写し (9) その他		
主務課長の意見			

様式第2号(第7条関係)

収支予算書

収支予算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	物品名
林業安全装備・林業安全器具		
計		

様式第3号(第7条関係)

森林管理委託証明書

年 月 日

奈良市長 様

森林所有者

住所:

氏名:

連絡先:

奈良市林業担い手確保・育成事業補助金の交付申請にあたり、奈良市林業担い手確保・育成事業補助金交付要領第7条第1項第5号の規定により、下記のとおり私が所有する森林の管理を委託していることについて証明します。

記

1. 森林の所在 奈良市
2. 森林の面積 ha
3. 委託を開始した日 年 月 日
4. 委託者の住所
5. 委託者の氏名

様式第5号(第10条関係)

収支精算書

収支精算

(1)収入の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	備 考
市補助金		
計		

(2)支出の部

(単位:円)

区 分	予 算 額	物品名
林業安全装備・林業安全器具		
計		